令和４年度
融資のご案内

中小企業資金

中小企業の経営基盤強化と一層の発展のために

◉ご利用いただける方

対象業種	対象企業規模 ※3
鉱業　運輸業　建設業　製造業 ※1　不動産業 電気・ガス・熱供給・水道業　情報通信業 サービス業のうちソフトウエア業、情報処理サービス業	資本金３億円以下　又は　従業員300人以下の企業
卸　売　業	資本金１億円以下　又は　従業員100人以下の企業
小売業・飲食店	資本金５千万円以下　又は　従業員　50人以下の企業
サービス業 ※2	資本金５千万円以下　又は　従業員100人以下の企業

※1　ゴム製品製造業の一部は、資本金3億円以下又は従業員900人以下
※2　旅館業は、資本金5千万円以下又は従業員200人以下
※3　経営革新計画の認定を受けた方などは対象企業規模の要件が緩和される場合があります。

次の業種の方は対象となりません
（詳しくは窓口でお問い合わせください）

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、医療業、社会保険及び社会福祉、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なもの など

沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

インターネット上で、
中小企業資金に関する情報を
ご覧いただけます。

このようなときにご利用ください

設備資金

- 工場、倉庫、店舗、事務所などを新築又は増改築する場合
- 製品品質の改善やコストダウンを図るため、合理化・省力化機械を導入する場合 など

長期運転資金

- 売上が増加したため、運転資金が必要となる場合
- 売上代金の回収長期化など、取引条件の変化により運転資金が必要となる場合 など

ご返済方法・利率・担保・保証人について

- ご返済方法 …… 原則として元金均等月賦返済です。
- 利　　率 …… ご利用いただく融資制度、ご融資期間、信用リスク（担保の有無を含む）等に応じて定める利率が適用されます。
- 担　　保 …… お客様のご希望や融資制度等により異なります。詳細はご相談ください。
- 保　証　人 …… 一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

ご利用の手続きは次のとおりです

ご相談

- 公庫本店・支店の窓口
- 代理店窓口

お申し込み

お申し込みの際、ご提出いただく資料

- 最近３期の決算書
- 最近時の試算表
- 申込計画の概要
- 担保物件の概要 など

審　査

事業内容や計画の効果などについて、詳しくお話を伺わせていただきます。

ご融資

ご融資決定後、ご契約手続きをします。手続き完了後、融資対象工事等の進捗状況に応じてご指定の口座へお振込みいたします。

貸付制度　国の中小企業施策等にそった長期固定の貸付制度です

令和4年4月現在

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額※	ご返済期間（最長の期間）	うち据置期間（最長の期間）
沖縄創業者等支援貸付	下記のいずれかに該当する方で、一定の要件を満たす方 • 新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行う方 • 雇用の創出を伴う事業を新たに行う方 • 母子家庭の母又は父子家庭の父であって、事業を新たに行う方 • 経営多角化を図る方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	5年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	3年以内
沖縄特産品振興貸付	• 沖縄の地域資源を活かした製品の開発、製造又は販売を行う方 • 沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品（例：琉球焼、琉球藍染、三線、泡盛、琉球ガラス等）の製造又は販売を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内 （泡盛古酒製成 5年以内）
		長期運転資金	2億5,000万円 （泡盛古酒製成 4億8,000万円）	7年以内 （泡盛古酒製成 10年以内）	2年以内 （泡盛古酒製成 3年以内）
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域内において事業を営む方又は当該事業の用に供する施設、設備の設置又は整備を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	5年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	3年以内
沖縄離島・北部過疎地域振興貸付	沖縄県内の離島において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	3年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
沖縄情報通信産業支援貸付	国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において • 情報通信関連事業を行う方 • 情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	3年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	2年以内
沖縄観光リゾート産業振興貸付	国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金（増加運転資金に限る）	2億5,000万円	7年以内	

※設備資金、運転資金のご融資の限度額が併記されている資金について、設備・運転資金を併せてご利用になる場合の限度額は7億2,000万円です。

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額※	ご返済期間（最長の期間）	うち据置期間（最長の期間）
駐留軍用地跡地開発促進貸付	駐留軍用地跡地において、一定規模の建築物（商業施設等）の整備事業を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
沖縄生産性向上促進貸付	中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
● 新企業育成貸付					
新事業育成資金	高い成長性が見込まれる新たな事業を始めて概ね5年以内の方で、一定の要件を満たす方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	5年以内
		長期運転資金		7年以内	2年以内
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性、若年者（35歳未満）又は高齢者（55歳以上）の方で、新規開業して概ね7年以内の方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
再挑戦支援資金	下記のすべてに該当する方で、新たに開業する方又は開業後概ね7年以内の方 • 廃業歴等を有すること • 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること • 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	15年以内	
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「農商工等連携事業計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、「経営力向上計画」の認定を受けた方、「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）を図る方又は第二創業後概ね5年以内の方など	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
中小企業経営力強化資金	下記のいずれかに該当する方で、一定の要件を満たす方 • 新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の指導及び助言を受けている方 • 「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用している方、又は適用する予定の方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
● 企業活力強化貸付					
企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業又はサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
IT活用促進資金	情報技術（IT）の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う方、海外展開事業の再編を行う方など	設備資金	14億4,000万円	20年以内	2年以内（最長5年以内）
		長期運転資金	9億6,000万円	7年以内（最長10年以内）	
地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方、地域経済牽引事業計画の承認を受けた方など	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方、事業承継を契機に新たに第二創業等を図る方など	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金		7年以内（注）	
観光産業等生産性向上資金	卸売業、小売業、飲食サービス業又はサービス業を営む方で、観光に関する事業を行い、事業計画を策定し生産性向上に向けた取組みを図る方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
働き方改革推進支援資金	非正規雇用の処遇改善に取り組む方、従業員の長時間労働の是正に取り組む方など	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	

（注）既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内

※設備資金、運転資金のご融資の限度額が併記されている資金について、設備・運転資金を併せてご利用になる場合の限度額は7億2,000万円です。

令和4年4月現在

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額※	ご返済期間（最長の期間）	うち据置期間（最長の期間）
● 環境・エネルギー対策貸付					
環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギーを導入する方、一定の省エネルギー効果が認められる設備等を取得する方、特定の産業公害防止施設等を設置する方など	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
社会環境対応施設整備資金	防災に資する施設等の整備を行う方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	7年以内	
● セーフティネット貸付					
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備資金	7億2,000万円	15年以内	3年以内
		長期運転資金		8年以内	
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りが悪化している方	設備資金	3億円	15年以内	3年以内
		長期運転資金		8年以内	
取引企業倒産対応資金	取引企業等の倒産により、資金繰りに影響が出ている方など	長期運転資金	1億5,000万円	8年以内	3年以内
● 企業再生貸付					
事業再生・企業再建支援資金	民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方など	設備資金	7億2,000万円	1年以内（最長10年以内）	1年以内（最長2年以内）
		長期運転資金	2億5,000万円	1年以内（最長5年以内）	
	民事再生法に基づく再生計画等の認可決定を受けた方など	設備資金	7億2,000万円	10年以内	2年以内
		長期運転資金	2億5,000万円	5年以内	
	経営改善、経営再建等に取り組む方	設備資金	7億2,000万円	20年以内	2年以内
		長期運転資金		15年以内（最長20年以内）	

※設備資金、運転資金のご融資の限度額が併記されている資金について、設備・運転資金を併せてご利用になる場合の限度額は7億2,000万円です。

中小企業資金挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）（注）				
ご利用いただける方	ご融資の限度額	担保・保証人	ご返済期間	ご返済方法
創業・新事業展開・海外展開・事業再生等に取り組む方であって、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方	10億円	無担保・無保証人	5年1ヵ月、6年から20年までの各年	期限一括返済（利息は毎月払）

(注)本貸付による借入金は、劣後特約により法的倒産手続時には民間金融機関等の債務に劣後し、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができるため、民間金融機関からの円滑な資金調達が期待されます。

制度名	制度の内容
赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）	「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用される事業で、赤土等の流出を条例の基準値以下（100mg ／ℓ）に抑える方には、金利の優遇を行っております。
沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例	国によるひとり親の雇用にかかる助成を受ける方（受けた方を含む。）、沖縄県の「ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用している方、新たに若年者（35歳未満）を雇用する方、事業所内保育施設等を設置又は増改築する方、雇用の維持又は拡大を図る方、沖縄県において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方、キャリアアップ助成金・業務改善助成金・人材開発支援助成金のいずれかを受けた方、非正規雇用の処遇改善に取組む方又は沖縄県による「沖縄県人材育成企業認証制度」の認証を受けた方には、金利の優遇を行っております。
沖縄特区等無担保貸付利率特例	国又は県の施策に基づく特区・地域制度において対象事業種等を営む方のうち、新たな事業所の設置や耐震対策を行う方には、金利の優遇を行っております。
公庫融資借換特例	社会的、経済的環境の変化や金融機関との取引状況の変化等により資金繰りに困難をきたしている中小企業者や経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者の経営安定を図るために既往公庫融資（中小企業資金）の借換等を行う制度です。
設備資金貸付利率特例	新事業やビジネスモデルの転換等により生産性向上を図ること等を目的とした設備投資を行う方には、金利の優遇を行っております。

上記のほかにも、事業の種類、資金の使いみちによって、さまざまな融資制度があります。

▼ご利用の窓口

■ 本店（融資第二部 中小企業融資 第一班・第二班）	〒900-8520 那覇市おもろまち1-2-26	TEL 098-941-1785	FAX 098-941-1910
■ 中部支店（業務第一課）	〒904-0033 沖縄市山里1-1-1-102	TEL 098-989-6604	FAX 098-989-6789
■ 北部支店（業務課）	〒905-0011 名護市宮里1-28-15	TEL 0980-52-2338	FAX 0980-51-1008
■ 宮古支店（業務課）	〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根118-1	TEL 0980-72-2446	FAX 0980-72-7049
■ 八重山支店（業務課）	〒907-0014 石垣市新栄町4-1	TEL 0980-82-2701	FAX 0980-83-1634

■ 代理店／琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行那覇支店

※代理店では取扱う資金の種類やご融資の限度額が公庫本・支店と異なりますのでご確認ください。

本パンフレットは再生紙を使用しております。